### 昭和二十八年総理府令第六十七号

恩給給与細則(大正十二年閣令第七号)の全部を次のように改正する。

第一条 この省令は、国庫の支弁に属する恩給で総務大臣の管掌に係るものの請求等の手続を定めることをもつて目的とする。 (経由庁のある恩給請求書類)

第二条 恩給請求書類で、本属庁を経て差し出すべきことを定めたものは、まず、 都道府県知事及び厚生労働大臣、これらの者の遺族の恩給については請求者の住所地を管轄する都道府県知事及び厚生労働大臣を経由して差し出すことを要する。 する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)附則第十条に規定する旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の恩給については請求者の退職当時における本籍地を管轄する二条 恩給請求書類で、本属庁を経て差し出すべきことを定めたものは、まず、公務員又は公務員に準ずべき者の身分進退を取り扱う庁の長に差し出すことを要する。但し、恩給法の一部を改正

(経由庁のない書類)

第三条 裁定庁に直接に差し出すべきことを定めた書類は、総務省に差し出すことを要する。

(恩給請求書類の様式)

第四条 恩給請求書は、おおむね別紙第一号書式から第十六号書式までに準じて作成することを要する。 十条ノ三、第十条ノ四、第十条ノ五、第十条ノ七第一項、第十条ノ八、第十条ノ九第二項、第十条ノ十第一項、第十条ノ十一、第十条ノ十二、第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条第二項、第十条第二項、第十条第二項、第十条第二項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、第一条/2000年の第二項、第一条/2000年の第二項、第一条/2000年の第二項、第十条/2000年の第二項、第十条/2000年の第二項、第十条/2000年の第二項、第一条/2000年の第二項、第十条/2000年の第二項、第十条/2000年の第二 二項、第十三条第二項、第十三条ノ二第二項、第十三条ノ三第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十六条ノ二又は第十六条ノ三の規定により総代者が恩給を請求する場合の恩給請求書に 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号。以下「規則」という。)第二条ノ七第三項若しくは第五項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十条ノ二第一項、 請求者の氏名の上部に「総代者」と明記することを要する。

3 受給者」)と明記することを要する。 たる恩給を請求する場合の恩給請求書には、請求者の氏名の上部に「旧既裁定恩給受給者」(請求者が法律第百五十五号附則第二十二条第四項に規定する者であるときは、 旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号。以下「旧勅令第六十八号」という。)施行前に裁定を経たことのある年金たる恩給に相当する法律第百五十五号附則の規定による年金 「旧既裁定恩給

恩給請求書に添附すべき書類は、おおむね別紙第十七号書式から第四十八号書式までに準じて作成することを要する

**第五条** 規則第六条又は第十三条ノ三の規定により扶助料請求書又は傷病者遺族特別年金請求書を直接に裁定庁に差し出すべき場合においては、国外に居住する者は、所管領事官の現住証明を受け、 これを総務省に差し出すことを要する。 (国外居住者の恩給請求)

(本属庁の事務)

**第六条** 本属庁において恩給請求書類を受け付けたときは、別紙第四十九号書式から第五十三号書式までに準じて恩給金額計算書を作り、証拠書類を添付して、これを総務省に送付しなければなら

**第七条** 総務省において、規則第二十六条ノ二に規定する裁定告知書を交付した後恩給証書を作成したときは、これを権利者に交付するものとする。この場合において、 省に返納することを要する。 (恩給証書の交付) 権利者は裁定告知書を総務

恩給の請求を却下した場合においては、 総務大臣は、 請求者に対して直接その旨を通知するとともに、 その要旨を関係庁に通知しなければならない

(恩給請求の却下)

(恩給証書等の誤りの訂正)

第九条 総務省において、規則第二十五条の規定により誤りを訂正し、又は裁定の改訂をした場合においては、

(支払通知書が還付されたときの取扱い)

(支払開始日)

国庫金送金通知書をいう。)が還付され、 総務大臣は、恩給の支払額、支払開始日等を記載した支払通知書(支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第十六条第一項の規定による通知の文書又は同条第三項に規定する 権利者の所在が明らかでないときは、還付された日以後の支給期月に支払うべき恩給の支給を差し止めることができる。

権利者に通知し、

又は新証書を交付しなければならない

**第十条の二** 年金たる恩給の支払開始日は、各支給期月の六日(その日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下本項において (その日が日曜日等に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日) とする。 「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)とする。ただし、受給者の請求により一月に支給すべき恩給をその前年の十二月に支給する場合にはその月の二十一日

前項の規定にかかわらず、恩給を受ける権利が失われた場合におけるその期の恩給は、支払開始日前の日においても支給する

存の事実を確認するものとする。 総務大臣は、規則第二十九条第一項に規定する支給期月の前月において、地方公共団体情報システム機構から年金たる恩給の受給者又はその恩給に加給若しくは加算されている額の (昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報(同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。)の提供を受け、 当該者の生

総務大臣は、 前項の規定により本人確認情報の提供を受け、 生存の事実が確認されなかつた年金たる恩給の受給者に対しては、前項の支給期月以後に支払うべき恩給の支給を差し止めることが

(未支給金の請求等)

**第十一条** 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これ 総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない

けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し 権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受

二 請求者が、公務員の死亡当時、公務員により生計を維持し、又は公務員と生計をともにしたことを明らかにすることができる申立書(遺族が請求する場合に限る。

総務大臣は、前項の請求に係る未支給金を支給するときは、失権時給与金支給決定通知書を当該遺族又は相続人に交付しなければならない。

(払渡金融機関の名称等の届出)

2 受給者は、払渡金融機関の名称等を変更しようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。 第十二条 請求者は、払渡金融機関の名称等び変更しようとするときは、その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

(国外に居住する受給者の受領代理人)

**第十三条** 国外に居住する受給者が、国内においてその者に代わつて恩給の支給を受ける者(以下「受領代理人」という。)を指名し、又はその受領代理人を変更しようとするときは、恩給証書記号 添付して、これを総務省に差し出すことを要する。 番号、受領代理人の氏名及び住所並びに当該受領代理人により支給を受ける期間(一回の委任につき五年を限度とする。)その他必要な事項を記載した委任届に所管領事官の作成した現住証明書を

受領代理人により恩給の支給を受けることをやめようとするときは、 その旨を記載した届書を総務省に差し出すことを要する。

第十四条 規則第三十一条に規定する処刑に関する通知は、おおむね別紙第五十四号書式に準じて作成しなければならな

(恩給証書又は裁定通知書の再交付)

第十五条 規則第三十六条の規定により恩給証書 (裁定告知書を含む。 請書を作り、これを総務省に差し出すことを要する 以下この条及び次条において同じ。)又は裁定通知書の再交付を申請する者は、 おおむね別紙第五十五号書式に準じて再交付申

前項の場合において、恩給証書又は裁定通知書を損傷したときは、

(加算に関する勤務日誌) 申請書に当該損傷した恩給証書又は裁定通知書を添付することを要する。

定による加算をすべき勤務に服した者が恩給を請求する場合においては、その者の所属庁の長は、その作成に係る勤務日誌の写を恩給請求書類に添付して差し出すことを要する。第十六条 法律第百五十五号による改正前の恩給法第三十八条ノ四又は恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)による改正前の恩給法第三十六条若しくは第三十七条ノ二の

この府令は、公布の日から施行する。

則 (昭和二九年六月三〇日総理府令第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

(昭和三〇年九月一日総理府令第四一号)

この府令は、昭和三十年十月一日から施行する。

(昭和三二年六月二〇日総理府令第三六号)

この府令は、公布の日から施行する。

(昭和三三年五月二九日総理府令第四二号)

この府令は、公布の日から施行する。

この府令は、昭和三十五年七月一日から施行する。 則 (昭和三三年六月二日総理府令第四七号)

(昭和三四年四月一六日総理府令第二二号)

この府令は、公布の日から施行する。

(昭和三六年六月一六日総理府令第三〇号)

この府令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

(昭和三七年六月一日総理府令第三二号)

この府令は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、 (昭和三八年六月二七日総理府令第二九号)

第三十四号書式及び第三十五号書式の改正規定は、

公布の日から施行する。

」の府令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

(昭和四六年六月二一日総理府令第三二号)

```
第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
(旧様式により調製した用紙に関する経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                   (施行期日)
                                            (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                          (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                            この府令は、平成四年四月一日から施行する
                                                                                                                                                                            改正前の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定により貯金事務センターを経由してされた通知は、
                                                                                                                                                                                                 改正後の恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則の規定は、この府令の施行前に生じた事項にも適用する。
                                                                                     この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
                                                                                                                                この府令は、平成十年八月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この府令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                この府令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この府令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          この府令は、昭和五十二年八月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           この府令は、昭和四十九年九月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この府令は、昭和五十一年七月一日から施行する。
                                                                                                                                                     附 則 (平成一〇年七月九日総理府令第四七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       の府令は、昭和四十八年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この府令は、昭和四十六年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               則
                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                則
                                                                                                                                                                                                                                                                                        則
                                                                                                           (平成一二年八月一四日総理府令第九〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (昭和五一年六月三日総理府令第三四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (昭和四九年六月二七日総理府令第四一号)
                                                                (平成一五年一月一四日総務省令第一七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (昭和五七年九月二五日総理府令第三六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (昭和五五年一〇月三一日総理府令第五五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和四八年七月二四日総理府令第四〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (昭和五二年五月二四日総理府令第三〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (昭和五〇年一一月七日総理府令第六七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                        (平成四年三月三一日総理府令第八号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (昭和五九年六月三〇日総理府令第三六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)
                                                                                                          抄
                                                                 抄
```

2 3

改正後のこれらの府令の規定によりされた通知とみなす。

**第十条** 第一条の規定による廃止前の勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則の特例を定める省令若し 正前の恩給給与細則(以下この条において「旧省令」と総称する。)に規定する様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、旧くは第一条の規定による廃止前の要介護者に係る定期郵便貯金の預入等に関し郵便貯金規則等の特例を定める省令又は第二条の規定による改正前の簡易郵便局規則若しくは第四条の規定による改

(平成一七年三月三一日総務省令第五七号)

省令に規定する様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日総務省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。

則

(平成一九年九月二八日総務省令第一二二号)

抄

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する (施行期日)

第二条 改正前の恩給給与細則第十条第一項の規定により交付された支払通知書は改正後の同項の規定により交付された支払通知書と、改正前の恩給給与細則第十二条の規定により提出された届書 は改正後の同条第二項の規定により提出された届書と、改正前の恩給給与細則第十六条の規定により提出された申請書は改正後の同令第十五条の規定により提出された申請書と、 それぞれみなす。

## の(エンス) ニュッゴデニッの附 則 (平成二六年五月一五日総務省令第四八号)

オーリーでは、公布の日から施行する。

# 附 則 (平成二六年五月二九日総務省令第五二号) 抄

(施行期日) この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の施行の日(平成二十六年五月三十日)から施行する。

(施行期日) 附則(平成二七年三月三一日総務省令第三五号) 抄

一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。 附 則 (平成二七年九月三〇日総務省令第八三号)

第

附 則 (平成二八年五月三一日総務省令第六六号)この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二四日総務省令第一二号)この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。 附 則 (平成二八年五月三一日総務省令第六六号)

附 則 (令和三年一一月一八日総務省令第一〇〇号)この省令は、公布の日から施行する。附 則 (令和二年一二月二八日総務省令第一二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二四日総務省令第五一号)この省令は、公布の日から施行する。

部を改正する法律(令和元年法律第十六号)附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一

### 別紙

第一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129 ・一部改正)

	普 通 恩 給 請 求 書
普通恩給を持	給与されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務大臣	<b>殿</b>
	年 月 日
	(フリガナ) 請求者氏名 -
退職年月日	年 月 日
退職 当時の階級・官職名	
現住所	郵便番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
	(電話番号 — — )

第二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

普 通 恩 給 改 定 請 求 書 下記普通恩給を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	年 月 日				
	(フリガナ) 請求者氏名 				
	I				
恩給証書記号番号	第				
	郵便番号				
現 住 所	都道 府県 ———————————————————————————————————				
	(電話番号 — — )				

第三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129・一部改正)

公	務 傷 病 に よ る 恩 給 請 求 書				
公務傷病による恩給を   公務傷病による恩給を   改定   されたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣の関	<b>½</b>				
	年 月 日				
	(フリガナ) 請求者氏名 				
退職年月日	年 月 日				
退職 当時の階級・官職名					
	郵便番号				
現住所	都道 府県 				
	(電話番号 一 一 )				

第四号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

再審査請求書					
下記恩給を持	合されていたところ、まだ傷病が回復していないから再審査さ				
れたく、証拠	書類を添えて請求します。				
総務大臣	Ф.				
	年 月 日				
	(フリガナ) 請求者氏名				
恩給証書記号番号	第				
	郵便番号				
現 住 所	都道 府県 				
	(電話番号 一 一 )				

第五号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

公務傷病による恩給改定請求書 加給の原因である家族の員数が {増加 したから、下記恩給を改定された   減少   したから、下記恩給を改定された   減少   したから、下記恩給を改定された   したから、下記恩給改定された   したから、下記恩給改定   したから、下記恩格と改定   したから、下記恩格となるないた   したから、下記恩格と改定   したから、下記恩格と改定   したから、下記恩格となるないた   したから、下記恩格と改定   したから、下記恩格となるないた   したから、下記恩格と改定   したから、下記恩格とないた   したから、下記恩格とないた   したから、下記恩格とないた   したから、下記恩格とないた   したから、下記恩とないた   したから、下記恩とないた   したから、下記恩とないた   したから、下記を   したから、下さを   したから、下さを   したから、下さを   したから					
Ř	総務大臣	i p	꿪		
			年 月 日		
			(フリガナ) 請求者氏名		
	給 証号番		第		
現	住	所	郵便番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
			(電話番号 一 一 )		

第六号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

	一時恩給請求書
一時恩給を	給与されたく、証拠書類を添えて請求します。
総務大臣	<del>殿</del>
	年 月 日
	(フリガナ) 請求者氏名
退職年月日	年 月 日
退職 当時 の 階級・官職名	
現住所	郵便番号
	(電話番号 — )

第七号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

扶 助 料 請 求 書						
扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。						
総務大臣	殿					
		年 月	日			
	(フリガナ) 請求者氏名					
公務員(旧 軍人等)氏 名		公務員				
死亡年月日	年 月 日	との続柄				
	郵便番号					
現住所	都道 					
	(電話番号 —	_	)			

第八号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

	扶 助 料 請 求 書					
扶助料を終	扶助料を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣	殿					
	年 月 日					
	(フリガナ) 請求者氏名					
請求者の	公務員(旧軍人等)との続柄					
前扶助料権者氏名						
失権年月日	年 月 日					
	郵便番号					
	<b>都道</b> 府県					
現住所						
	(電話番号 — — )					

第九号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

傷病者遺族特別年金請求書						
傷病者遺跡	傷病者遺族特別年金を給与されたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣	殿					
		年 月	日			
	(フリガナ) 請求者氏名					
公務員(旧 軍人等)氏 名		公務員				
死亡年月日	年 月 日	との続柄				
	郵便番号					
現住所	都道 					
	(電話番号 一	_	)			

第十号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129 ・一部改正)

扶助料改定請求書					
下記扶助料を改定されたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣 殿					
	年 月 日				
(フリガナ) 請求者氏名					
扶助料証書 記号番号	第				
現住所	郵便番号				
	都道 				
	(電話番号 — — )				

第十一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

扶助料証書書換請求書					
扶助料証書を書き換えられたく、証拠書類を添えて請求します。					
総務大臣	殿				
			年	月	日
	(フリガナ) 請求者氏名				
失権した者の 氏 名					
失権年月日 		年 月	Ħ		
	郵便番号				
現住所	都道 				
	(電話番号	_	_		)

第十二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

加給(加算)員数の変動 による扶助料改定請求書						
加給(加拿	草)の原因である遺族の員数	なが	したから、	下記抄	₹助料を	
) 改定された。	く、証拠書類を添えて請求し	. <b>\$</b> \$ .				
		0.00				
総務大臣	殿					
			年	月	日	
	(フリガナ) 請求者氏名					
₩₩₩₩# <b>+</b>						
扶助料証書 記号番号		第		号		
	郵便番号 — —	-				
現住所	都道 					
	(電話番号	_	_		)	

第十三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

	加算に関する	扶助料改定請求書		
下記扶助料	科を改定されたく、証拠	書類を添えて請求し	ます。	
総務大臣	殿			
		4	年 月	日
	(フリガナ) 請求者氏名			
扶助料証書 記号番号		第	Ţ	<b>클</b>
	郵便番号			
現住所	都道			
	(電話番号	_	_	)

第十四号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

扶助料停止申請書										
下記扶助を添えて申			が不明で	₹ある;	から、	扶助	加料を	停止さ	れたく	証拠書類
総務大臣	殿									
								年	月	日
			リガナ <u>:</u> 青者氏名							
申 請 者	0	公務	員と	. o	続	柄				
扶助料権者 氏 名										
所在不明					年	ļ		目		

第十五号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

	扶助料転給請求書
下記扶助料権	者の扶助料の停止期間中扶助料を転給されたく、証拠書類を
   添えて請求しま	<del>∮</del> 。
総務大臣 殿	
	年 月 日
	(フリガナ) 請 求 者 氏 名
扶助料権者 氏 名	
停止事由	<ul><li>(次の該当する番号に○印をつけてください。)</li><li>(1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。</li><li>(2) 1年以上所在不明であること。</li><li>(3) 60歳未満の夫であること。</li></ul>
請 求 者	の公務員との続柄
現 住 所	郵便番号 — 都道 府県
	(電話番号 — 一 )

第十六号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2総省令129・一部改正)

	一時扶助料請求	畫
   一時扶助料で	を給与されたく、証拠書類を添	えて請求します。
   総務大臣	<b>股</b>	
		年 月 日
	(フリガナ) 請 求 者 氏 名	
公務員(旧軍		公務員
人 等) 氏 名		公務員
死亡年月日	年 月	日との続柄
	郵便番号	_ [
現住所	都道 府県	
	(電話番号	)

### 第十七号書式 (平10総府令47・全改)

			Ā	<b>履歴書</b>							
		(退職≦	当時の階級	・官職:	名)	(	氏		名	)	
							年	月	Ī	日生	Ξ
年月日	3	記				事		官	公	署	名
上記に木	1達		証明する。								
		年 月	目								
					(退賄	機当時	の所属	<b>属</b> 庁の	)長)	É	Ţ

### 備考

- 1 学歴、位記、勲記、賞与等の記載は、必要としない。
- 2 任免、転任、昇格、昇給等は、順を追い、間隙のないように詳記するこ  $\nu$
- 3 退職の事由(公務に起因しない傷病のため退職した者については、その 旨)を明記すること。
- 4 退職当時の所属庁の長は、他庁に関する事項については照会の上、これを詳記すること。

### 第十八号書式 (平10総府令47·全改)

現認証明書									
下記の	のとおり <sup>3</sup>	見認し	ました	 o					
	年	月	E	∄					
				現認者					
			(左百		夂	(又は階級))			
			(111)	/IXU E19	(A		F.*	A	
						(	氏	名	)
公務員	(旧軍人	等)の	氏名						
傷	病		名						
現	負 傷 し た	日	病) 時		年	月	日	時	頃
認事項	した	場	病) 所						
現認事項(できるだけ詳しく記入してください。)	負傷(	9 (清)	した即	寺の状況					

備考 現認者が多数あるときは、その2名以上が連署すること。

第十九号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等	穿援護法による遺 <sup>放</sup> 電機	医年金 裁定証明 慰金	<u></u>
	公務員	(  氏	名 )
	扶助料請求	建族年金 年 慰 金	受給者
	公務員と	の続柄	
		( 氏	名 )
上記公務員の死亡につき、」	:記扶助料請求者に	2対し、戦傷病	者戦没者遺族
等援護法(昭和27年法律第 127	, 号)第23条第 第34条第1項	第 1 項 第 1 夏の規定による	- 号 に 規 F-慰金(同法
定 す る 場 合 の 遺 族 同条第2項の規定による場合を	年 金 を給すべき (除く。)	きものと決定し	て し 裁定通知
書記号第号(名書	三 月 日付い	遺族年: がの 甲慰金裁	金 証 書 <sub>定通知書</sub> を交
付したことを証明する。			
年 月 日			
		厚生労(	動大臣印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明 し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔 慰金の裁定について証明すること。 第二十号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護	法による <sup>遺</sup>	遺族年金 景 慰 金	裁定証明	<b>川書</b>	
	公務員	(	氏	名	)
	扶助料語	京者			
	公務員	員との続	丙		
		(	氏	名	)
上記公務員の死亡につき、上記扶	:助料請求者	音以外の <sup>-</sup>	下記のネ	当に対し、	戦傷
病者戦没者遺族等援護法(昭和27年	法律第 127	,号)第 第5	23 条 34条第	第 1 耳 1項の規定	頁 第 ミによ
1 号 に 規 定 す る 場 合 る甲慰金 (同法同条第2項の規定に	の 遺 族 よる場合を	年 金 <sub>、</sub> 注除く。)	を給すべ	べきものと	次定
して [証 書 記号] 第 裁定通知書	号 (	年	月	日付い	t) の
遺 族 年 金 証 書 弔慰金裁定通知書	証明する。				
	記				
公務員との続柄	i (	氏	名	)	
年 月 日					
			厚生的	的動大臣	印

### 備考

- 1 挟助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、挟助料請求者 以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺 族年金を受けた者がなく扶助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、 弔慰金の裁定について証明すること。
- 2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は 「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

### 第二十一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明 し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔 慰金の裁定について証明すること。

### 第二十二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和30年法律第 144 号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等 援護法による遺族年金 表表定証明書 公務員 ( 氏 名 ) 扶助料請求者 公務員との続柄 ( 氏 上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷 病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和30年法律 144 号)によ る改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)第4条第 2項ただし書の規定の適用により戦傷病者戦没者遺族等援護法第23条第1項 34条第 第1号に規定する場合の遺族年金を給すべきものと決定して 1 項 の 規 定 に よ る 弔 慰 金を給すべきものと決定して 月 付したことを証明する。 公務員との続柄 ( 氏 名 月 年 H 厚生労働大臣 印

### 備考

- 1 挟助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、挟助料請求者 以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺 族年金を受けた者がなく挟助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、 弔慰金の裁定について証明すること。
- 2 遺族年金又は弔慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は 「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

### 第二十三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

   	30年	F法律第	5 144 号附	則第11項	頁の規定に	よる弔婦	d金裁5	E証明	<b>E</b>
					公務員	(	氏	名	)
					扶助料	請求者(	弔慰金	受給者	)
					公務」	員との続	柄		
						(	氏	名	)
上記	公務員	の死亡	につき、」	上記扶助	料請求者(	に対し、	戦傷病	者戦没	者遺族
等接護	法の一	部を改	正する法律	単(昭和	30年法律第	第144号	)附則	第11項	の規定
による	弔慰金	を給す	べきものと	に決定し	て(裁定	通知書	記号)	第	号
(	年	月	日付け)	の弔慰	金裁定通知	知書を交	付した	ことを	証明す
る。									
	年	月	日						
						厚	生労働	大臣	印

第二十四号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和30年法律第 144 号附則第11項の規定による弔慰金裁定証明書
公務員 ( 氏 名 )
扶助料請求者
公務員との続柄
( 氏 名 )
上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦
病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和30年法律第144号)
第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して(裁定通 知 書 記 号)
第 号( 年 月 日付け)の弔慰金裁定通知書を交付した
ことを証明する。
記
公務員との続柄 ( 氏 名 )
年 月 日
厚生労働大臣の印象を表現している。

第二十五号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和28年法律第 181 号附則第20項の規定による

遺族年金 裁定証明書

公務員 ( 氏 名 )

扶助料請求者 「遺族年金受給者」

公務員との続柄

( 氏 名 )

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族

等援護法の一部を改正する法律(昭和28年法律第181号)附則第20項の規定

による遺族年金を給すべきものと決定して [証 書記号] 第 号

( 年 月 日付け)の遺族年金証書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明 し、扶助料請求者が遺族年金を受けたことがなく弔慰金を受けたときは、弔 慰金の裁定について証明すること。 第二十六号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和28年法律第 181 号附則第20項の規定による 遺族年金裁定証明書 帮 慰 金 公務員 ( 氏 名 ) 扶助料請求者 公務員との続柄 ( 氏 名 ) 上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者以外の下記の者に対し、戦傷 病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和28年法律第181号)附 則第20項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して「証書記 裁定通知書記 日付け)の遺族年金証書を交付 日付け)の電慰金裁定通知書を交付 号第 年 月 したことを証明する。 記 公務員との続柄 (氏名 ) 月 日 厚生労働大臣 印

### 備考

- 1 挟助料請求者が遺族年金又は弔慰金を受けたことがなく、挟助料請求者 以外の者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、遺 族年金を受けた者がなく挟助料請求者以外の者が弔慰金を受けたときは、 弔慰金の裁定について証明すること。
- 2 遺族年金又は甲慰金受給者が、公務員と婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、公務員との続柄は 「事実上の婚姻関係にあった者」と記載すること。

第二十七号書式 (平10総府令47·全改、令2総省令129·一部改正)

### 失権事由非該当申立書

- 1 刑に処せられたこと等に関する申立て (次の該当する番号に○印をつけてください。)
  - (1) 請求書に記入した退職年月日後]

次の事項に該当したこ

- (2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外にしていない。
- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に〇印をつけてください。) 請求書に記入した退職年月日後、国家公務員、地方公務員又は旧公共企

業体(三公社) 職員として勤務したことが {(2) ある。

((2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)

 勤務期間
 年月

 勤務先・官職名

勤務期間 年月~ 年月

勤務先・官職名

(上記の期間、勤務したことにより恩給又は共済年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機関を次に記入してください。)

証書記号番号・年金コード

証書の発行機関

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第二十八号書式 (平10総府令47·全改、令2総省令129·一部改正)

### 普通恩給失権事由非該当申立書

 1 刑に処せられたこと等に関する申立て (次の該当する番号に○印をつけてください。)

公務員(旧軍人等)は

- [(1) 退職(復員等)後
- [(2) 別添の刑に関する申立書に記載の刑以外に]

次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。
- 2 再就職に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)
  公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、国家公務員、地方公務員共又

は旧公共企業体(三公社)職員として勤務したことが $\left\{ egin{array}{ll} (1) & ない。 \\ (2) & ある. \end{array} \right.$ 

((2)に○印をつけた方は、その勤務期間などを次に記入してください。)

勤務期間

年 月~

年

勤務先・官職名

勤 務 期 間

年 月~

年 月

勤務先・官職名

(上記の期間、勤務した公務員が死亡したことにより、あなたが扶助料又 は遺族(共済)年金を受給している場合は、その証書記号番号と発行機 関を次に記入してください。)

証書記号番号・年金コード

証書の発行機関

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第二十九号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

(配偶者用)

扶助料失権事由非該当申立書

私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第三十号書式 (平10総府令47·全改、令2総省令129·一部改正)

### 一時恩給の請求に関する申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て

請求書に記入した退職年月日後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- 国籍を失ったこと。
- 2 普通恩給等に関する申立て(次の該当する番号に $\bigcirc$ 印をつけて ください。)
  - (1) 昭和46年10月1日)
  - (2) 昭和49年9月1日 において、普通恩給又は退職年金に関する恩給
  - (3) 昭和50年8月1日

法以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算入した 期間に基づく退職年金を受ける権利を有していない。

(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合 昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満 の場合

昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第三十一号書式 (平10総府令47·全改、令2総省令129·一部改正)

### (配偶者用)

### 一時扶助料の請求に関する申立書

1 刑に処せられたこと等に関する申立て

公務員(旧軍人等)は退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- ・ 在職中の職務に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられたこと。
- ・ 国籍を失ったこと。

また、私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。 い。

- ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。
- 国籍を失ったこと。
- ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。
- ・遺族以外の者の養子となったこと。
- 2 挟助料等に関する申立て(次の該当する番号に○印をつけてください。)
  - [(1) 昭和46年10月1日]

私は、 {(2) 昭和49年9月1日 において、扶助料又は退職年金に関す

[(3) 昭和50年8月1日]

る恩給法以外の法令の規定により旧軍人又は旧軍属としての実在職年を算 入した期間に基づく遺族年金を受ける権利を有していない。

(注) 昭和46年10月1日……下士官以上としての在職年が1年以上の場合 昭和49年9月1日……下士官以上としての在職年が6月以上1年未満 の場合

昭和50年8月1日……下士官以上としての在職年が6月未満又は兵の 場合

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第三十二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正)

昭和28年法律第 155 号附則第24条の 3 又は第29条の 2 の規定に係る拘禁に関する証明書

( 氏 名 )

上記の者は、公務員としての在職中の職務に関連して旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和27年法律第 205 号)による改正前の旧恩給法の特例に関する件(昭和21年勅令第68号)第 8条第1項の規定に該当し、年月日から年月日までの間拘禁されてい

年 月 日

たことを証明する。

(法務大臣又は厚生労働大臣) 印

### 第三十三号書式 (平10総府令47・全改)

刑に関する申立書

(罪名)

年 月 日

【その罪については、大赦を受けた】 | 本行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過した

申し立てます。

年 月 日

### 第三十四号書式 (平10総府令47・全改)

刑に関する申立書

公務員(旧軍人等)(氏 名)

(罪名)

上記の者は、 年 月 日

により (本組) 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日 (数役)

[そ の 罪 に つ い て は、大 赦 を 受 け た] ことを 執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過した

申し立てます。

年 月 日

# 第三十五号書式 (平10総府令47·全改)

懲戒又は懲罰に関する申立書

年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退職したが、

年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを申し立て
ます。

年 月 日

### 第三十六号書式 (平10総府令47・全改)

## 懲戒又は懲罰に関する申立書

公務員(旧軍人等)(氏 名)

上記の者は、 年 月 日懲戒又は懲罰の処分により退

職したが、 年 月 日当該懲戒又は懲罰が免除されたことを

申し立てます。

年 月 日

# 第三十七号書式 (平10総府令47・全改)

 外国政府職員等の帰国年月日に関する申立書

 (港湾名)

 昭和 年 月 日

 によって帰国したことを申し立てます。

 年 月 日

 昭和20年8月15日当時の本籍地

 申立者氏名

## 第三十八号書式 (平29総省令12·全改、令2総省令129·一部改正)

## 傷病者遺族特別年金の請求に関する申立書

私は、公務員(旧軍人)が下の表の年金を受けていなかったことを申し立てます。

年 月 日

年 金 制 度	年 金 の 種 類							
恩給法	普通恩給							
旧国家公務員共済組合法 (旧公共企業体(三公社)を含む。)	退職共済年金 障害共済年金							
旧地方公務員等共済組合法								

# 第三十九号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

加給の原因である家族の員数の減少申立書											
加 給 の 対 象	フリガナ										
家族の氏名											
対象でなくなった 年 月 日	年 月 日										
事曲	<ul> <li>(次の該当する番号に○印をつけてください。また、(2) に○印をつけた方は、具体的な事由を ( ) 内に記入してください。)</li> <li>(1) 死亡</li> <li>(2) その他 ( )</li> </ul>										

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

# 第四十号書式 (平10総府令47・全改)

			総	代	者	選	任	届		
	給の記	青求及び	支給の	請求に	ついて	ば、(	氏		名	i )
を次	の者会	è員の総	代者と	します						
		年	月		日					
(	次の相	環に各自:	が氏名	及び続	柄を記	入して	くださ	Įν₀)		
氏	名								公務員	
									との続柄	
氏	名								公務員	
	72								との続柄	
<u> </u>	<i>A</i>								公務員	
氏	名								との続柄	

第四十一号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

加給の原因となる家族の生計関係申立書												
加給の原因	フリガナ											
となる家族												
の 氏 名												
(次の該当する番号に○印をつけてください。)  [(1) 同居している。  この家族は、公務員(私)と { (2) 別居している。												
((2)に〇印をつけ	た方は、下の〔 〕欄に公務員との間の生活上の依存											
   関係(仕送りなと	ご)について具体的に記入してください。)											

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十二号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

公務員(旧軍人等)との生計関係申立書
(次の該当する番号に○印をつけてください。)
私は、公務員の死亡当時、公務員と 私は、公務員の死亡当時、公務員と (2) 別居していた。
((2)に〇印をつけた方は、下の〔〕欄に公務員との間の生活上の依存関係(仕送りなど)について具体的に記入してください。)

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十三号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

ħ	叩給(加算)の原因となる遺族の生計関係の	自立書										
加給 (加算) の原因となる	フリガナ	公務員										
遺族の氏名		との続柄										
(次の該当す	ける番号に○印をつけてください。) (4) 同民	T11+-										
この遺族は、公務員の死亡当時、公務員と (2) 別居していた。												
((0))≻ ○ Ell ≯	(12/ か)店 とつけた方は、下の〔 〕欄に公務員との問											
	こっけたカは、下の(一」爛に公務員との「 りなど)について具体的に記入してください	**										
(次の該当す	する番号に○印をつけてください。)											
この遺族は、	現在、請求者と {(1) 同居している。 (2) 別居している。											
	とつけた方は、下の〔 〕欄に請求者との門 りなど)について具体的に記入してください											

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十四号書式 (平27総省令83・全改、令2総省令129・一部改正)

## 年金の受給に関する申立書

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

私<u>(扶助料請求者)</u>は、下の表の年金を {(1) 受けている。 (2) 受けていない。

(「(1)受けている。」に○をつけた方は、下の表の受けている年金の種類の番号に○印 をつけ、該当の年金証書の写し(年金額改定通知書又は年金振込通知書でも可)を添 <u>付して</u>ください。)

年金制度	年金の種類(年金コード)
恩給法	1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金
厚生年金保険法	1 老齢厚生年金(1150) 2 障害厚生年金(1350)
序生平室体映伝 	3 老齢年金(0130) 4 障害年金(0330)
国民年金法	1 障害基礎年金(1350, 2650, 5350, 6350)
	2 障害年金(0620)
船員保険法	1老齢年金 2障害年金
旧国家公務員共済組合法	1 退職共済年金 2 障害共済年金
(旧公共企業体(三公社)を含む。)	
旧地方公務員等共済組合法	3 退職年金 4 減額退職年金
旧私立学校教職員共済法	5 障害年金
[日典社為墨田佐斯 呈共3条組入5年	1特例退職共済年金 2特例障害共済年金
旧農林漁業団体職員共済組合法	3 特例障害農林年金 4 特例退職年金
(特例年金給付)	5 特例減額退職年金 6 特例障害年金
版士 / 25日 本国際 を入び書土 フカル	1退職年金 2退隠料 3障害年金
地方公務員の退職年金に関する条例	4 増加退隠料 5 傷病年金
日本製鉄八幡共済組合	1退職年金 2障害年金
旧執行官法	1 普通恩給 2 増加恩給
共済組合(旧令)等特別措置法	1 退職年金 2 障害年金 3 公務傷病年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法	1 障害年金

	○印をつけ	た年金の	基礎	年金額	舒号	などを下の	欄に記入し	てください	。)	
基	礎 年	金	番	븅						
		又は証書								
1	証書の権利:	<u>発</u> 発	子 機 年	<u>関</u> 月	_					
$\vdash$	年金コード	<u>V. 19</u> 又は証書			_		<del></del>			
2	証書の	<u> </u>								
_		<u></u>	<u>」 195</u> 年	<u>房_</u> 月			年			

上記のとおり申し立てます。

月 日 年

# 第四十五号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

加給(加算)の原因である遺族の員数の減少申立書												
加 給 (加 算) の対象となっていた	フリガナ											
遺族の氏名												
対象でなくなった 年 月 日	年 月 日											
事由	<ul> <li>(次の該当する番号に○印をつけてください。また、(2) に○印をつけた方は、具体的な事由を ( ) 内に記入してください。)</li> <li>(1) 死亡</li> <li>(2) その他 ( )</li> </ul>											

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十六号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

一時恩給に関する申立書

年 月 日

(階級・官職名) を退職したことにより、

(恩給種別)

第号の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時恩給を

〔(1) 返還する。

(2) 返還しない。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十七号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

一時恩給に関する申立書

(恩給種別)

私は、死亡した公務員が受けるべきであった一時恩給を請求し、

第号の一時恩給裁定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

[(1) 返還する。

この一時恩給を

(2) 返還しない。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十八号書式 (平10総府令47・全改、令2総省令129・一部改正)

一時扶助料に関する申立書

(恩給種別)

私は、公務員が死亡したことにより、第

の一時挟助料裁定通知書を受けたことがある。

(次の該当する番号に○印をつけてください。)

この一時扶助料を

[(1) 返還する。

(2) 返還しない。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

第四十九号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正) (その一)

±0.	بعر	Γ										
裁   年   月	定 日											
証 記 号	書 番 号		第		븅							
発年	送 月 日											
前間	正 書		第		号							
				普通	恩給金	強計算	書					
退眼	戦当時の阿	皆級・	• 官職名									
氏4	生						明・大	• 昭	年	月 ———		日生
退職年	平月 日	昭和	11 年	月	日	普通	恩給年	- 額				円
退職の	り事由					付記						
在戦	年 数	ź	美   実   加	年 月 年 月	日							
恩給年	額算出	率	150	0 • 30	0							
退職当時	寺の俸給学	丰額		円	銭							
年》 仮定 化	去律第 奉 給 年	号額			円							
恩給法 第64条 ノ 2 そ の他の	一時恩金	給 額			円							
規定を対して	控除	額		円	銭							
給与	. 初	月		年	月							
調査し	したところ	 3上i	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	ないから	、給与	- -された	さい。					
	年	月	日									
総新	多大臣		殿									
								(	官	戦	)	印

(その二) 在職年内訳

							実	在	職	年								
公務区	員分	始	終		期	年	月	日	公務区	F 員 分	始	終	ţ.		期	年	月	日
		昭和	年年	月月	日日						昭和	年年	月	— ∄	日日			
			年年	月月	日日							年年	月月	— ∄	日日			
	-		年 年	月月	日日							年年	月月	— ∄	日日			
				î	 }計				±——.	月		日						
	加 算 年																	
公務 員区 分	始	終	其	3	事由	年	月	日	公務 員区	始	終	;	期	事	由	年	月	日
	昭和	年年	月日月日							昭和	年年	月月	日日					
		年年	月日月日								年年	月月	日日					
		年年	月 月 月 日		_						年年	月月	日日					
				1	    計			· 	Ξ.	月		目						
							ß	余 算										
公務 員区 分	始	終	其	1 1	事由	年	月	日	公務 員区 分	始	終	;	期	事	由	年	月	П
	昭和	年年	月日月日							昭和	年年	月月	日日					
		年年	月日月日								年年		日日					
		年年	月日月日								年年	月月	日日					
				î	計			角	Ξ.	月		日						
				ŕ	総計			角	₹	月		Ħ						
						退耶	数当日	寺の 偉	給年	額内記	R							
		本 俸	- 年	()	1)名	頁					加力	俸 :	年	(月	) 客	質		
						円		銭								円		銭
						鬥		銭								鬥		銭
合計(	(年額	頁)				円		銭	合計	(年春	質)					円		銭
				ŕ	総計_					円	Í	銭						

第五十号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正) (その一)

大・昭   中   中   中   中   中   中   中   中   中															
発生 月 当       6       第 号       号         新 号	裁 年 月														
前証書 傷恩 第 号 号	証号者	書 号		第			븅								
<ul> <li>記番号 善恩 第 号</li> <li>基職当時の階級・官職名</li> <li>氏名 明・大・昭 年 月 日生</li> <li>退職 年 月 日 昭和 年 月 日 普通恩給年額 円</li> <li>退職 の事由</li></ul>	発年月	送 日													
番   音   音   第   写		傷恩		第			븅								
退職当時の階級・官職名		善恩		第			븅								
B		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·													
退職年月日 昭和 年 月 日 普通恩給年額 円 退職の事由	退職	当時の降	皆級・官	1職名						_					
透戦の事由	氏名_								明	·大·	昭	年	月		日生
在職年数     年 (実 年 月 日) 加 年 月 日)     増加恩給年額     円       風給年額算出率     150 ・ 300 内 取 物給額の内 取 物給額の内 取 物給額の内 取 物給額の内 取 物給額	退 職 年	月日	昭和	年		月	日	普通	恩;	給 年	額				円
在職年数     年 (実 年 月 日) 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	退職の	事 由													
加 年 月 日   増加   円   増加   円   円   円   円   円   円   円   円   円	TIES A	La Merca		(実	年	月	日〕	増加 	恩	給 年	額				円
恩給年額算出率     150     ・ 300     内 訳 特数	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	丰 釵	牛	加	年	月	日	増加原	恩給	家加給	族額				円
To   To   To   To   To   To   To   To	因公在安安	か 山 幸						加給額	質の	加員	給数				人
症状等差     第     項症       第     財産       第     目症       第     日       名与初月     年月       日本月     日本月       日本月     日本日       日本日     日本日       日本日	恐桁平領	早 田 李	1:	50	•	300	0	内	訳	特 加給	別額				円
症状等差     第     項症       第     財産       第     目症       第     日       名与初月     年月       日本月     日本月       日本月     日本日       日本日     日本日       日本日	年法律領	第 号					円	傷病	年:	金 年	額				
給 与 初 月     年 月     年額       給 与 終 期     年 月     傷病賜金金額     円       調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。       年 月 日       総務大臣     殿			第			項	症					(妻加 を含	給 <u> む)</u>		円
給 与 初 月     年 月       給 与 終 期     年 月       傷病 賜 金 金 額     円       調査したところ上記に相違ないから、給与されたい。       年 月 日       総務大臣     殿	症 状 🕯	等 差 	<u>第</u> 第			款目	症		黄了很	多の恩	給				田
超 子 終 期 年 月 日 総務大臣 殿	給与有	切 月			年	:	月	年額							1.1
年 月 日 総務大臣 殿	給与約	冬期			年	Ė	月	傷病	賜:	金 金	額				円
総務大臣    殿	調査した	とととろ	ろ上記0	こ相違	ない	から	、給与	ょされた	たい。			•			
		年	月	日											
(官職)即	総務力	大臣	ļ	<b></b>											
										-	(	官	職	)	印

(その二) 在職年内訳

			_				実	在	職	年									
公務区	員分	始		ķ.	期	年	月	日	公区	······ 傍 〕	員分	始	Á	終		期	年	月	日
		昭和	年 年	月月	目 日							昭和	年年	± /	月 月	日日			
			年年	月月	目目								年年	± )	₹ ₹	日日			
			— 年 年	月月	目目								年年	± /	Ħ Ħ	日日			
					合計		·	· 左	F.		月		日						
加算年																			
公務 員区 分	始	終	3	期	事由	年	月	日	公務 員公	. t	冶	終		期	事	由	年	月	日
	昭和	年年	月月	日日						F	召和	年年	月月	日日					
		年 年	月月	日日								年 年	月月	日日					
		年年	月月	日日								年年	月月	日日					
					合計			全	F.	,	月		日						
							ļ.	涂 笋											
公務 員区 分	始	終	3	期	事由	年	月	日	公務   員区   分		冶	終		期	事	由	年	月	日
	昭和	年年	月月	日日						F	召和	年 年	月月	日日					
		年年	 月 月	日日								年年	月月	日日					
		年年	月月	日日								年年	月月	日日					
					合計	•		左	F.	,	月		日						•
					総計			£	F	,	月		日						
						退	战当	寺の個	<b>棒給年</b>	額	为訳								
		本(	奉 :	年	(月) 和	質						加 1	奉	年	(月	) 客	頁		
						円		銭									円		銭
						円		銭									円		銭
合計	(年著	頁)				円		銭	合計	- (4	年額	)					円		銭
					総計					F	<del>၂</del>		銭						

第五十一号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正) (その一)

裁 年	月	定日	
記番		号	第    号
 発 年	月	送日	

				_	-時恩約	合金額言	算書						
退	職当時	寺の階	皆級	• 官職名									
Æ	名					. 明	・大	• 昭	4	F	F	1	日生
退崩	も 年	月	目	昭和	年	月	目	退	戦の事目	Ħ			
	は給金額 きとなる										年		
7,-	製給 <del>金</del> 額 きとなる										円		銭
一時	恩給	金	額								円		
調査	きしたと	こころ	5上記	記に相違	ないか	ら、給	与され	<b>いた</b> し	, , o				
	名	Ē	月	日									
総	渝務大日	<u> </u>		殿				(	官	職	i	)	印

(その二) 在職年内訳

			—— 実	在	職	年					
公務員区	分	 始		終	<u> </u>		期		年	月	日
		昭和	<u> </u>	手 主	,	月月月		日日			
			<u> </u>	<u>-</u> 车 主		月 日		日			
		_		手手手手手		月 <u>月</u> 月月 月月 月月		日日日日			
				年	•	月			1		
加算年											
公務員区分	始	終		其	事			曲	年	月	日
	昭和	年年	月月月	E							
		年年年年年	月月月	E							
		年年	月月	E E							
		合計		年	•	月		E			
				除 :	算 年	Ē.					
公務員区分	始	終		其				由	年	月	日
	昭和	口 年 <u>年</u>	月 月 月	E	1						
		年年年年年	月 <u>月</u> 月	E	1						
		年 <u>年</u>	月 月	E							
		合計		年		月		E	1		
		総計		年		月		E	1		
		退	職当	 時の1	俸給年	額内	訳				
本 俸	年	(月)	額			加	俸	年	(月)	額	
		円		銭						円	銭
A = 1 / £ . ±		円		銭		16.	iona (			円	銭
合計(年額)		円 **>= t		銭	合計		鎮)		<u> </u>	円	銭
		総計				円		<b>£</b>	₹		

第五十二号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正) (その一)

数	 第	 붕							
記号番号       発       年月日									
前 証 書 記 号 番 号	第	븅							
八教昌准職 / 元	扶 助 料		額計算	書					
公務員退職(死亡)当時の階級・官職名 公務員の氏名									
公務員との続柄			眀,	・大・昭	年	月	日生		
退職年月日 昭和 死亡年月日 昭和		日日		· 加算額を			円		
退職の事由	——————————————————————————————————————		普通恩約   の額	合年額の10 	分の 5 	円	銭		
又は死因			算	出	率		割		
在職年数 年	( <u>実年月</u> 加年月			・加算額を			円		
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			加給・	加給	額		円		
	150	300	加算額	加給	員 数 ———————————————————————————————————		人		
退職当時の俸給年額	<u> </u>	銭	の内訳	加 算	額		円		
年法律第 号 仮 定 俸 給 年 額		円	遺猴		年額		円		
		円	に関す る <u>事項</u>	停止 年額	年 月 <u>から</u>		円		
ノ2そ 金 額 の他の ————			付記						
   規定に   よる控   控 除 額   除	円 円	銭							
普通恩給年額		円							
給 与 初 月	年	月							
調査したところ上		、給与	されたい。						
年 - 総務大臣 殿	月 日								
物的第八日 原文					(官	職〉	印		

(その二) 在 職 年 内 訳

					実	在罪	大年						
公務員区	分		始			終			期		年	月	日
				昭和		年年年年	月 月 月		日日				
						车	月日		日日				
						左 年	<u>月</u> 月 月		日日				
			合計			<u>工</u> 年	月		日			;	:
加算年													
公務員区分	始		終		期		事			曲	年	月	日
	昭和		年年	月月月		日日							
			车	月日		日日							
			年年年年年	<u>月</u> 月 月		目目							
			 合計			<del>口</del> 年	月		日				
					ķ	余算	年						
公務員区分	始		終		期		事			曲	年	月	日
	昭和		年年	月月月		日日							
			年年年年	月月		日日							
			年年	<u>月</u> 月 月		目目							
			合計			<del></del> 年	月		日			•	
			総計			年	月		日				
	退	職	当	時	の	俸	給	年	額	内	訳		
本 俸	年		(月	)	額		加	ŕ	奉	年	1	(月)	額
				円		銭						円	銭
				円		銭						円	銭
合計(年額)				円		銭	合計	(年	額)			円	銭
		総計	<del>-</del>				-	円		銭			

第五十三号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平26総省令52・一部改正)

(その一)

裁年	月	定日	
記番		45 44	第    号
· 発 年	月	送日	

	一時扶助料金額計算書										
公務員退職(死	亡)当時	の階級	・官職	名							
公務員の氏	名										
公務員との続柄	氏名		明・大・昭	年 月	日生						
退職年月日	昭和	年	月	日	退職の事由						
死亡年月日	昭和	年	月	日							
一時扶助料金額の算 出の基礎となる在職 年数						年					
一時挟助料金額の算 出の基礎となる俸給 月額						円	銭				
一時扶助料金額						円					
調査したところ上	記に相違	ないか	ら、給	与され	<i>たい。</i>						
年 .	月 日										
総務大臣 殿											
					(官	職)	印				

(その二) 在 職 年 内 訳

					実	在罪	機年						
公務員区	分		始			終			期		年	月	日
				昭和		年年年年	月月月月月月		日日日				
						<u>- 年</u> 年 年	<u>月</u> 月 月		日日				
			合計			<u>平</u> 年	<u></u>		日			:	:
公務員区分		}	終		期		 事			由	年	月	日
	昭和	]	年年	月月月		日日日							
			年年	月月		日日							
			年年年年年			Ħ							
			合計			年	月		日			•	•
					ķ	全算	年						
公務員区分	始		終		期		事			由	年	月	日
	昭和	1	年年年年年	月月		日日							
			年 <u>年</u>	月月月月月		日日							
			年年	月 月		日日							
			合計			年	月		日				
			総計			年	月		日				
	退	職	当	時	の	俸	給	年	額	内	訳		
本俸	年	<u> </u>	(月	)	額		加	Ŕ	奉	年		(月)	額
				円		銭						円	銭
				円		銭						円	銭
合計(年額)				円		銭	合計	(年	額)			円	銭
		総計	t-					円		銭			

# 第五十四号書式 (平28総省令66·全改)

総務省あて				年		月 裁 <sup>3</sup>	日 判所
氏 名							
生 年 月 日		年	月	日			
恩給証書記号番号	第				号		
罪名							
刑 名							
刑期期							
判決言渡し年月日		年	月	目			
判決確定年月日		年	月	日			
刑期起算年月日		年	月	日			
刑期満了年月日		年	月	Ħ			
一部執行猶予開始年月日		年	月	日			
一部執行猶予言渡し 取 消 し 年 月 日		年	月	日			
執行猶予期間			年				
執行猶予言渡し取消し年月日		年	月	Ħ			

第五十五号書式 (平10総府令47・全改、平12総府令90・平19総省令122・平26総省令52・令2 総省令129・一部改正)

	恩給証書再交付申請書
下記恩給証	書の再交付を申請します。
総務大臣	<b>&amp;</b>
	年 月 日
(フリガ <b>受給</b> 者!	
恩 給 証 書記 号番号	第    号
恩 給 証 書の 日 付	年 月 日
申請理由	(次の該当する番号に○印をつけ、その時期、場所、事情などを〔〕欄に詳しく記入してください。)  1 亡 失 2 損 傷 3 その他
現住所	郵便番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —